

中国流通の鳳凰文化社海賊版『進撃の巨人』における法的諸問題

Study on legal problems of “Attack on Titan”, which is published illegally by Phoenix

Culture Co. and circulates in China

中国政法大学 刑事司法学院 博士課程

高橋 孝治

※〔 〕は直前の言葉の中国語原文を表し、原則として初出の際にのみ付した。

1. はじめに

外国におけるいわゆる模倣品および海賊版の被害額は世界で年間 80 兆円以上にのぼり、特に日本企業の約 7 割が被害を受けているのは中華人民共和国（以下「中国」という。また、かつて存在した「清国」や「中華民国の大陸統治期」を示す言葉として「中国大陸」を、1949 年 10 月 1 日以降の中華人民共和国を特に強調する場合には「新中国」という言葉を使う）である※1。この被害は当然に日本のマンガにも及んでいる。これは昨今人気を集めている「進撃の巨人」（諫山創（著）、『別冊少年マガジン』（講談社）2009 年 10 月号（創刊号）より連載）も例外ではない。例えば中国には鳳凰文化出版有限公司（以下「鳳凰社」という）という出版社が「出版」している海賊版が流通している（以下、当該海賊版を「鳳凰社本」という。なお、注 1 でも述べたように、海賊版とは著作権を侵害する商品をいう。なぜ鳳凰社本が海賊版と言えるのかは 2. にて述べる）。しかも鳳凰社本の問題はそれだけにとどまらず、一部の表現が改変されていたり、日本で出版された正規の単行本（以下、「講談社本」という）よりも早く刊行がなされていたりといった問題もある。

本稿は鳳凰社本を紹介し、その法的問題と実務対応について考察することを目的とする。中国流通の海賊版に対する実際の対応について

は、中野正史『『クレヨンしんちゃん』の中国的冒険』（青崎智行＝財団法人デジタルコンテンツ協会（編著）『コンテンツビジネス in 中国』（翔泳社、2007）83～101 頁収録）などが先行文献として挙げられる。しかし、中国の著作権法では海賊版がどのような評価を受けるのかについて言及した先行文献はなかったように思われる。本稿は、海賊版の法的構成を検討した上で、実務対応を検討する点に意義がある。

2. 中国流通の海賊版『進撃の巨人』

【1】鳳凰社本の外観および発行日

中国語で出版されている正規の「進撃の巨人」は、台湾（国名としては「中華民国」）の東立出版社有限公司（以下「東立社」という）※2 から出版されている（以下、この正規中国語版を「東立社本」という）。鳳凰社本のうち特に第 1 巻および第 11 巻から第 14 巻、東立社本および講談社本の第 1 巻および第 11 巻から第 13 巻およびはそれぞれ【図 1】～【図 3】のような外観である。これらを見ると明らかだが、第 12 巻および第 13 巻は表紙が異なっている。

このように表紙が異なっている理由は鳳凰社本第 11 巻以降が講談社本や東立社本のそれよりも先に発行されていることにある。例えば、講談社本や東立社本、鳳凰社本の奥付に書かれた発行日をまとめると【表 1】のようになる。



【表 1】奥付による講談社本、東立社本および鳳凰社本の発行日

講談社本				東立社本			
巻数	発行日	巻数	発行日	巻数	発行日	巻数	発行日
1	2010/3/17	8	2012/8/9	1	2011/2/10	8	2012/10/20
2	2010/7/16	9	2012/12/7	2	2011/2/10	9	2013/2/10
3	2010/12/9	10	2013/4/9	3	2011/3/30	10	2013/5/25
4	2011/4/8	11	2013/8/9	4	2011/6/30	11	2013/9/20
5	2011/8/9	12	2013/12/9	5	2011/11/20	12	2014/2/1
6	2011/12/9	13	2014/4/9	6	2012/4/10	13	2014/4/30
7	2012/4/9			7	2012/7/10		

鳳凰社本			
巻数	発行日	巻数	発行日
1	2013/6/8	8	2013/6/8
2	2013/6/8	9	2013/6/8
3	2013/6/8	10	2013/6/8
4	2013/6/8	11	2013/6
5	2013/6/8	12	2013/10/8
6	2013/6/8	13	2014/2/7
7	2013/6/8	14	2014/6

(※2014 年 7 月 30 日までに発売済みのものに限る。このときまでに鳳凰社本のみ第 14 巻まで発売になっていた。なお、鳳凰社本第 11 巻および第 14 巻の奥付には発売月までは記載されているが、日付までは記載されていない)

【表 1】のように発行日の関係で鳳凰社本の第 12 巻や第 13 巻は講談社本や東立社本の表紙を複写することができなかったために、表紙が変わったと思われる。しかし、それでは第 11

巻はなぜ講談社本および東立社本、鳳凰社本が同じ表紙なのかは説明できない。奥付に「2013年6月」と記載はされているものの、実際の発行は講談社本や東立社本の発売より後だった可能性もある。そうすると、鳳凰社本の奥付は信頼できるのかという問題が生じる。しかし、筆者は2013年11月13日に鳳凰社本第12巻を、2014年3月22日に鳳凰社本第13巻を、2014年7月10日に鳳凰社本第14巻を北京の露天商から購入している※3。このことから少なくとも鳳凰社本第12巻以降は、それぞれ講談社本や東立社本の発行日より前に発売されていたことは確かである。なお、管見の限り、鳳凰社本は中国の露天商や中国のインターネット通信販売サイト「タオバオ」などで流通しており※4、正規の書店では鳳凰社本は流通していないようである※5。

【2】鳳凰社本の内容

なぜ鳳凰社本は講談社本よりも早く単行本を発行することができたのか。それは鳳凰社本の第11巻以降が、連載が掲載されている雑誌の内容のスクリーンショットを掲載している海賊版ウェブサイトに掲載された原稿を複写して製本したものである（本章【3】で詳しく述べる）。そのため雑誌に掲載されなかった加筆ページ（講談社本第12巻186～189頁など）や次巻予告などは鳳凰社本第11巻以降には一切掲載されていない。代わりに中国語での雑誌掲載時の煽り文句などが掲載されている（【図4】参照）。鳳凰社本第11巻も表紙は講談社本や東立社本と同じだが、その内容は雑誌などを複写したものとなっている。なお、鳳凰社本第10巻までは東立社本と全く同じ内容になっており、東立社本を複写したものであると言える。



【図4】鳳凰社本第14巻46頁

さらに、東立社本と鳳凰社本の奥付を比較すると、鳳凰社本の奥付は東立社本の奥付に掲載されている訳者、執行編集、発行人、会社住所〔公司地址〕などをそれぞれ少し改変しているだけにすぎない（【図5】および【図6】参照）。また、鳳凰社のロゴも角川文庫のロゴを使用したものであり（【図5】および【図7】参照）、実在する企業とは考えにくい。

以上のように、講談社本や東立社本よりも早く雑誌などの複写という形で発行していること、会社住所を含めて奥付が東立社本を若干改変したものであること、会社ロゴが角川文庫の複写であることなどから鳳凰社本は海賊版であると言える。ただし鳳凰社本には「講談社正式授權中文版」と正規版である旨の表示がなされている（【図8】参照）。しかし、この表示すらも無断で使用しているものと思われる（なお、東立社本の同様の表示は【図9】参照）。

また、鳳凰社本では内容の一部が改変されている。この内容の改変は大きなものではないが、講談社本や東立社本の2頁分を1頁にまとめたり、コマをいくつか省いている（【図10】および【図11】参照）。



【図 5】鳳凰社本第 1 卷奥付



【図 6】東立社本第 1 卷奥付



【図 7】角川文庫のロゴ「【ロゴの研究】角川グループホールディングス」(ZAKZAK ホームページ)
〈http://www.zakzak.co.jp/gei/200905/g200905082_9_all.html〉(2014 年 8 月 5 日閲覧)。



【図 8】鳳凰社本第 1 卷裏表紙



【図 9】東立社本第 1 卷裏表紙



【3】鳳凰社本の発行地

鳳凰社本はその中身や奥付は全て台湾式の繁体字で書かれている※6。台湾において「進撃の巨人」は現在『新少年快報別冊 紅』というウェブ上の雑誌に掲載されている※7。さらに昨今はインターネット上にスキャンレーションしたマンガを掲載するという手法による海賊版が横行している。しかし、鳳凰社本は海賊版スキャンレーションサイトに掲載されている「進撃の巨人」と煽り文句は同じものの、セリフ内の文字や改行は『新少年快報別冊 紅』や海賊版スキャンレーションサイトのどれとも異なる（【図 4】、【図 12】、【図 13】参照※8）。すなわち、鳳凰社本は海賊版スキャンレーションサイトに掲載された原稿の写植をし直して出版されたものである。そのため、鳳凰社本の複写元は何なのか確定することはできない。また、なぜ写植をし直すという手間をかけたのかについても疑問がある。



【図 12】web 雑誌『新少年快報別冊 紅』（2014 年 5 月号）



【図 13】「進撃の巨人 55 話 45 頁」（漫画島ホームページ）

〈<http://www.manhuadao.com/book/jinjidejuren/61623?p=45>〉（2014 年 8 月 5 日閲覧）。

一般的に、中国で出版された海賊版のマンガには中国式の簡体字が用いられている※9。さらに、鳳凰社本は価格表示の単位が「RMB」でされており（【図 8】参照）、出版地が中国なのか台湾なのかの確定は困難と言える。「RMB」とは「人民幣（Ren Min Bi）」の意味で、中国で流通している通貨を表す。台湾での価格表示は「新台幣」と表すのが一般的であり、台湾流通の書籍は基本的に「新台幣」で価格表示されている（ただし東立社本は「元」で価格表示されている）。

しかし、筆者は鳳凰社本に関して台湾の東立社にインタビューを試み、その結果「台湾では見たことがないし、台湾から中国へマンガを輸出する際には税関で確実に止められる。そのため、おそらくこの鳳凰社本は中国大陆で作られている海賊版であろう」との回答を得た（2014 年 11 月 28 日に実施）。このことから、鳳凰社

本は奥付で「台湾」を名乗っているものの、中国で出版されているものと思われる。

3. 中国の著作権法

鳳凰社本は中国で「出版」されているものと思われる。そこで本章では中国における著作権法について概説し※10、鳳凰社本が中国著作権法でどのような評価を受けるのかを見ていく。中国著作権法の背景を探るため少しだが歴史にも触れる。

【1】中国著作権法の変遷

中国大陸における最初の著作権法は清末期の宣統2年（1910年）に頒布された「著作権律」である※11。さらに民国4年（1915年）11月7日に北洋政府が「著作権法」を※12、さらに1928年5月14日に新しい「著作権法」が制定された※13。ところが後に中国大陸を統治することになる中国共産党は1949年2月に「国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することに関する指示〔中共中央關於廢除國民黨的六法全書與確定解放區的司法原則的指示〕」を発する※14。この指示により新中国は形式的にはこの指示より前の法律と断絶し、直接的な関係はなくなる。

新中国で最初に著作権について言及した文書は1950年9月の「出版活動の改善と発展に関する決議〔關於改進和發展出版工作決議〕」であった※15。この決議の中で「出版業では、翻刻、剽窃、改竄などの行為は許されず、著作権と出版権を尊重しなければならない」と明記された。

このように著作権に関する意識は新中国も持っていたものの、長らく新中国では著作権に関する法律が不存在であった。新中国は社会主義国家として私権と知的財産権を否定していたためと言われる※16。そして1986年4月12日制定の民法通則に著作権に関する条文ができ（施

行は1987年1月1日から）、1990年9月7日に中国に再び著作権法ができた（施行は1991年6月1日から）※17。中国は1992年にベルヌ条約および万国著作権条約に加盟する※18。民法通則や著作権法の制定はこれら国際条約に加盟するためだったと言われている※19。これにより同じベルヌ条約加盟国である日本の著作物も中国で保護されることになった。その後、中国はWTO加盟のため著作権法を2001年に改正させ、2010年および2012年にも改正を行い現在に至る※20。

【2】中国著作権法の概要

中国における著作権は、「民事主体が作品およびそれに関する客体に対して享有する権利であり、他人の干渉を排除できる権利」であるとされる※21。ここでいう「著作」は、「文学、芸術および科学の領域に属し独創性を有し、かつ有形的に複製できる知的成果」であり（中国・著作権法实施条例第2条。以下本節で「条例」というときはこの法規を表す）、文学作品や美術作品などが列挙されている（中国・著作権法第3条。以下、本章【3】（2）までで条文番号のみを示すときは中国・著作権法を表す）。中国ではマンガがこれら作品に含まれると明示する条文や学説は存在しないが、裁判などではマンガの著作権を認めており、美術作品に含むとしているものと思われる。

著作権には著作人格権〔著作人身権〕と著作財産権があり、著作人格権には公表権〔発表権〕、氏名表示権〔署名権〕、改変権〔修改権〕、同一性保持権〔保護作品完整権〕がある（第10条）。著作財産権には複製権〔複製権〕、表演権、放映権などがある（第10条）。

中国も日本と同じく、著作権は創作が完成したときに発生する（条例第6条）。また「作者の署名権、改変権、同一性保持権は保護期間に

つき制限を受けない」とし（第 20 条）、「著作財産権の保護期間は著作者の死後 50 年目の 12 月 31 日まで存続し、共同著作物の場合は最後に死亡した著作者の死後 50 年目の 12 月 31 日まで存続する」としている（第 21 条 第 1 項）※22。

中国では以下のような場合には著作権者の同意も得ずさらに報酬も支払うこともなく他人の著作財産権の使用が認められる。例えば個人の学習、研究や鑑賞のために、他人が既に発表した作品を使う場合（第 22 条第 1 号）、適切な引用をする場合（第 22 条第 2 号）、ニュース報道のために引用をする場合（第 22 条第 3 号）、中国公民、法人またはその他組織が公表した漢民族の言語・文字で創作された著作物を少数民族の言語・文字に翻訳して国内で出版、発行する場合（第 22 条第 11 条）、公表された著作物を盲人用の点字に改めて出版する場合（第 22 条第 12 号）などである※23。

【3】鳳凰社本と中国著作権法

鳳凰社本が中国で法的に問題となるのは以下の点である。①中国の著作権法で保護される範囲内なのか、②複製権や同一性保持権の侵害にはならないのか。本節ではさらにこれに③鳳凰社本に対して起こせる措置の実務的対応はどうなるのか、も併せて見ていく。

（1）中国における日本の著作物の保護

本章【1】で中国はベルヌ条約加盟国であり、日本の著作物が保護されると述べた。その法的構成は何であろうか。第 2 条第 2 項では「外国人、無国籍者の著作物はその著作者の所属国または常居所地国が中国と結んだ協定または共に加入している国際条約に基づいて著作権を享有し、著作権法による保護を受ける」としている。中国ではこの第 2 条第 2 項およびベルヌ条約、

万国著作権条約、TRIPS 協定（中国は 2001 年 12 月 11 日に WTO に加盟）を根拠に日本人の著作物は自動的に中国でも保護されるとしている※24。

ところで、2010 年 2 月 26 日の著作権法改正前の第 4 条には「法により出版、伝達が禁止されている著作物は、著作権法の保護を受けない」と規定されていた※25。しかし、この規定はベルヌ条約第 5 条第 1 項および TRIPS 協定第 41 条に違反するとして「著作権者の著作権行使は、憲法および法律に違反してはならず、公共の利益に損害を与えてはならない」に改正された※26。しかし、「禁止されているものは保護されない」を「権利行使の際に法に違反してはならない」という表現を変えたのみであり、根本的な改革にはなっていないと思われる※27。

ところで、中国では出版物の出版や輸入は許可を得た企業でないと行うことができない（出版管理条例（2001 年 12 月 25 日公布、2002 年 1 月 1 日施行、2014 年 7 月 29 日最終改正）第 9 条～第 16 条、第 41 条～第 43 条）※28。さらに、「進撃の巨人」の単行本は 2014 年 5 月の段階で中国での出版や輸入の許可は下りていないと言われている（日本貿易振興機構（JETRO）北京代表処 2014 年 6 月 4 日回答）。そのため、「進撃の巨人」は中国ではそもそも出版管理条例に違反したものである。そのため出版管理条例上の許可を受けていない出版物が著作権法上の保護を受けられるか問題となる。残念ながら、中国において出版の許可を取得していない出版物が著作権法上の保護を受けられるか否かについての指摘や実務的先例は管見の限り見当たらない。しかし、「許可を得た上で出版が可能になる」（出版管理条例）、「出版されている作品が著作権法に反しているか」（著作権法）という判断の順から言えば、出版管理条例でまず判断されるという論理は当然にありうる。さらに、出版

管理条例第 65 条に規定されている「出版物の印刷または『複製』の許可を得ていない場合」処罰するという表現もこの論理を補強するものになっている※29。

（２）中国における複製権および同一性保持権

中国において複製権は「印刷、拓本、録音、撮影、翻訳などの方法により作品を一篇あるいは複数作成する権利」をいう（第 10 条第 1 項第 5 号）。また、複製権を含む著作権は本法に別の規定がない限り作者に属するとあり（第 11 条第 1 項）、中国でも著作権は著作人格権を除き、譲渡が可能なので※30、日本の著作者と同様であると言える。さらに、鳳凰社本が著作権者の同意も得ずさらに報酬も支払うことなく他人の著作財産権の使用が認められる場合に該当しないことは明らかであり、鳳凰社本は中国で複製権侵害に該当することになる。また、第 48 条では著作権者の許可を得ないで、複製などをした場合、著作権法に規定がある場合を除き、状況に応じて侵害停止、影響の削除、謝罪、損害賠償などの責任を負うとしている。さらに、第 47 条では刑事責任についても規定している。

中国における同一性保持権は、作品が、歪曲、改竄を受けまいよう保護する権利である（第 10 条第 4 号）。「歪曲とは、作品の元の意味を曲解させ、作者の観点と違うものにする行為であり、改竄は勝手に作品に増補、削減、変更を行う行為である。これらの行為は権利人の人格および名声に損害を与え、よくない社会効果を造成するものである」と言われる※31。具体例としては、「文字作品から文章を取捨選択すること、小説を舞台台本に書き換える際に原著のストーリー展開や結末を変えることなど」をいうとしている※32。つまり中国では内容（ストーリー）の改変を伴って初めて同一性保持権侵害と認定される可能性がある。中国の裁判実務上も、「単

なる加筆」では、同一性保持権侵害とは言えない、とする裁判結果を見ることができる（（2014）黄浦民三（知）初字第 86 号民事判決＝上海市黄浦区人民法院 2014 年 3 月 21 日※33）。なお、日本の判例と違い、中国では裁判所[人民法院]の判断である案例は一般的な法解釈としての拘束力を持たない。しかし、ある程度は後の法解釈の参考にされる※34）。この点で、「著作者の人格の発露としての著作物は、その無傷性が保障されている。著作権法は、著作物やその題号を改変するか否かはひとり著作者のみの決めうる」※35、「著作者にとって、自分の著作物の完全性を維持することは重要な人格的利益であり」、「このような作品の完全性を保護する」※36 ための日本の同一性保持権とはその性質が異なる。鳳凰社本は【図 10】のように一部要約しているのみであり、内容の改変は伴っておらず、中国での同一性保持権侵害には該当しない可能性がある。

（３）鳳凰社本に対する実務対応の検討

最後に鳳凰社本に対して起こせる措置に関する実務対応の問題を考察する。中国著作権法第 47 条および第 48 条により、「進撃の巨人」の著作権者は当然に鳳凰社に対して、損害賠償請求、鳳凰社本の販売差し止め、複製差し止め、刑事責任の追及などができるはずである。しかし、既に述べたように、そもそもが鳳凰社本が中国の著作権法で保護される作品なのかが不透明である（出版管理条例には明らかに違反している。出版管理条例で対応した場合、鳳凰社本の出版は差し止められるが、著作権者が損害賠償を得ることはできない）。しかし、残念ながら 2.【2】で述べたように、鳳凰社の所在地がつかめないため、事実として著作権法違反や出版管理条例違反で摘発を行うことは非常に難しい。

そのため、鳳凰社本に対して起こす措置とし

ては、鳳凰社本を販売している露天商や通信販売サイトなど対して行うものが現実的対応となる。しかし、ここでも、出版管理条例による対応は認められる可能性が高いものの、著作権法により対応が認められるかについては、不透明な部分がある（中国国内流通が認められている書籍の海賊版については、販売差し止めや賠償請求について、これらを認める裁判結果がある。

（2013）穗中法知民終字第 263 号＝広州市中級自民法院 2013 年 7 月 11 日、（2012）穗天法知民初字第 97 号＝広州市天河区人民法院 2013 年 3 月 18 日など）。しかも、鳳凰社本を販売している露天商や通信販売サイトは無数にあり、鳳凰社に対して直接何らかの措置が起こせない場合、根本的な解決とはならない。

また、中国刑法（1979 年 7 月 1 日公布。1997 年 3 月 14 日全面改正。2011 年 2 月 25 日最終改正）第 218 条は侵害複製品販売罪について規定している※37。この条文により、「営利の目的で、複製品と知りながらそれを販売した者」に刑事責任が追及できる。しかし、この条文が鳳凰社本を販売した者に適用されるかも不透明である。例えば、中国の裁判所は侵害複製品販売罪の適用に関して以下のような判断をしている。「購入者が購入行為を行うときは、当該知的財産権の客体の権利行使については合理的な期待を持っている。もしこの合理的期待に沿えなければ購入者は全く価値がないか実質的に価値のないものを買うことになる。そのため、購入行為と同時に購入者は当該客体の知的財産権について黙示の許可を得ているものとみなす」

（（2011）一中終字第 5969 号民事判決＝北京市第一中級人民法院 2011 年 7 月 5 日）※38。「みなす」とは、「反証を許さず同一視すること」を言う。すなわち、著作権者が黙示の許可を出すつもりはなくても一律に「黙示の許可」があったものとされるのである※39。

この判断が鳳凰社本問題にも参考にされるとすると、鳳凰社からこれを購入した露天商やネット販売の売手は著作権につき黙示の許可を得ているとみなされ、刑法第 218 条の要件である「複製品であることを知りながらこれを販売」という要件に該当しなくなる。そのため、刑法第 218 条が実際に適用されるケースは、複製品を製造し、それを受け取った仲間が販売した場合など途中で売買を介さない場合となっている（（2010）瀘一中刑終字第 115 号刑事判決＝上海市第一中級人民法院 2010 年 3 月 19 日、（2013）楊刑（知）初字第 16 号刑事判決＝上海市楊浦区人民法院 2013 年 6 月 24 日など）。

4. おわりに

今まで鳳凰社本とそれを素材に中国の著作権法とその実務対応について見てきた。本章では本稿の結論として、鳳凰社本の法的諸問題を総括したい。本稿の結論としては、鳳凰社本は中国でも、当然に出版管理条例などに違反するが、実務対処が非常に難しいということである。なお、「当然に著作権法にも違反」と述べることはできない。例えば、「進撃の巨人」は中国でも当然に複製権侵害に該当するが、出版・輸入の許可を取得した企業が出版・輸入をしていないので「著作権保護の対象外」とされる可能性があり、さらに内容の一部が省略されていることについても中国では同一性保持権侵害に該当しない可能性がある。

実務対応については、まず 2.【2】で述べたように鳳凰社の住所が東立社の若干の改変なので、鳳凰社本の実際の出版者が確定できず、民事賠償や刑事告発、出版差し止めが難しい。これらの措置を、露天商や通信販売サイトなどに対して行ったとしても、鳳凰社に対して直接何らかの措置も起こせない場合、根本的な解決とはならないことも 3.【3】（3）で述べた。

鳳凰社本は非常に「上手い」海賊版である。なぜなら、出版地が台湾なのか中国なのかが確定しにくく、様々な機関や露天商などの協力が無い限り、鳳凰社本の出版者を見つけることはできない。

しかし、鳳凰社本だけではなく、中国社会にも問題がある。安田信之はアジアの知的財産問題について「いわゆる海賊版の横行は、アジア、特にモンスーンアジアに一般的にみられる共同体所有の伝統下での個人所有権意識の希薄性という『法文化』の視点から説明できるかもしれない」と述べる※40。ここで指摘されているように中国社会(政府)は海賊版に容認的であり、それこそが最大の問題点である。つまり、3.

【3】(3)で述べたような、「購入行為と同時に購入者は当該客体の知的財産権について黙示の許可を得ているものとみなす」とする司法運用である。このような運用がされては、侵害複製品の販売に対する刑事罰適用が極めて狭い範囲に限定されてしまう。無論、著作権侵害に対する対応には、損害賠償や出版差止もあるが、少なくとも罰則に関するこの運用は象徴的と言えるだろう。

すると、海賊版を容認するような司法実務を認めるなら、中国の著作権法——特にここで話題にしているのは罰則規定——は何のために存在するのかという問題が発生する。これには、3.

【1】で紹介した「著作権法の制定はこれら国際条約に加盟するためだった」との評価が妥当と言えるだろう。中国の著作権法の制定や改正が国際条約やWTOに加盟することを意識していることは、3.【1】で述べた改正の時期などからも読み取れる。つまり、「国際条約やWTOに加盟すれば、もう著作権法制定・改正の目的は果たされた」と考えられているものと思われる※41。そして目的を果たし終えた法律は、本来のアジアの個人所有意識(知的財産意識)の

希薄な思考に沿う形での運用がなされていると言える。

そうすると残念ながら、中国での海賊版問題が解決することは相当に難しいという評価をせざるを得ないのではないだろうか。

【注記(引用文献・参考文献)】

※1 「模倣品・海賊版を取り締まれ!～現状と模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)構想」(外務省ホームページ)

〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol16/>〉2014年6月10日閲覧。なお模倣品とは

専利権(特許権、実用新案権、意匠権を含む)、商標権を侵害する商品であり、海賊版とは著作権を侵害する商品である。そのためマンガに関する権利を害する商品は基本的に「海賊版」となる。林達劉グループ=北京魏啓学法律事務所『模倣対策マニュアル 中国編』(日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課、2013)1頁。

※2 ホームページは〈<http://tongli.com.tw>〉。

※3 このような中国の露天商については『海外における著作権侵害等に関する実態調査《中国》報告書』(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、2013)33頁などを参照。

※4 タオバオによる海賊版流通については『アリババ・タオバオ上の模倣品状況に関する分析調査報告書』(日本貿易振興機構上海事務所知識産権部、2013)3～4頁、44～47頁などを参照。

※5 筆者は北京市西単にある北京最大級の書店「北京図書大厦」内の図書検索端末にて「進撃の巨人[進撃的巨人]」を検索したが、ヒットしなかった(2014年6月25日検索)。

※6 繁体字とは台湾、香港、マカオなどで使われている漢字であり、台湾、香港、マカオでもそれぞれ一部異なる繁体字が使われている。これに対し中国本土で使われている漢字はかなりの簡略化がなされており、簡体字と呼ばれている。

※7 ホームページは〈<http://www.bpiec.com.cn/>〉。

※8 【図14】は海賊版スキャンサイト「漫画島」のものだが、「動漫之家漫画網」、「風之動漫」、「17kk.cc」など他のスキャンサイトでも、「漫画

- 島」と同じ画像が掲載されている。「進撃の巨人」の該当頁は「動漫之家漫画網」では
 〈<http://manhua.dmzj.com/jingjidejuren/31604-45.shtml>〉、「風之動漫」では
 〈http://www.fzdm.com/manhua/39/55/index_44.html〉、「17kk.cc」では
 〈http://www.17kk.cc/intro_view/50921/45_b249.htm〉に掲載されている（筆者は全て2014年8月3日閲覧）。
- ※9 遠藤誉『中国動漫新人類—日本のアニメと漫画が中国を動かす』（日経BP社、2008）21頁。さらに同書135頁では、中国で生産されている海賊版DVDには「簡体字」の字幕があると述べられている。
- ※10 本章【2】で中国著作権法の概要を説明する。しかし紙幅の都合もあり、詳細には説明できない。中国著作権法の詳細は中島敏「中国」小野昌延＝岡田春夫『アジア諸国の知的財産制度』（青林書店、2010）63～140頁、遠藤誠『中国知的財産法』（商事法務、2006）141～220頁などを参照いただきたい。
- ※11 蕭雄淋『著作権法論』（第7版）（台湾・五南圖書出版、2010）8～9頁。
- ※12 蕭(注11)8～9頁。
- ※13 曾憲義（主編）『台湾法概論』（中国・中国人民大学出版社、2007）211頁。本山雅弘「各国の著作権法制（第4回）台湾」コピライト474号（2000）47頁。
- ※14 高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、2010）76頁。
- ※15 鄭成思『中国知的所有権法の理論と実際』（成文堂、1998）1頁。李雨峰＝王迂[ほか]『著作権法』（中国・厦門大学出版社、2006）23頁。
- ※16 鄭国輝（主編）『知識産権法学』（中国・中国政法大学出版社、2010）33頁。
- ※17 田中信行（編）『最新 中国ビジネス法の理論と実務』（弘文堂、2011）296頁。馮曉青（主編）『知識産権法』（中国・中国政法大学出版社、2008）87頁。
- ※18 曾賛新「浅析我国著作権法对外国人作品法律保护的保护的冲突」研究生法学（中国政法大学）1997年3期（1997）31頁。遠藤(注10)143頁。
- ※19 馮(注17)88頁。
- ※20 李明徳＝許超『著作権法』（第2版）（中国・法律出版社、2009）20頁。馮(注17)88頁。
- ※21 李＝王[ほか](注15)7頁。鄭(注16)36頁。
- ※22 例外としては著者の身元が不明な著作物の保護期間は公表後50年目の12月31日まで（条例第18条）、法人その他の組織による著作または映画著作物の保護期間は公表後50年目の12月31日までである（第21条第2項および第3項）。
- ※23 この他にも、新聞、雑誌、ラジオ局など（以下「メディア」という）が他のメディアによって公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的な文章を掲載または放送する場合（第22条第4号）、メディアが公衆の集会で行われた演説を掲載または放送する場合（第22条第5号）、学校の授業または科学研究のためにすでに公表された著作物を翻訳または少量複製する場合（第22条第6号）、国家機関が公務遂行のために著作物を利用する場合（第22条第7号）、図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館などが陳列または原本保存の必要のために複製をする場合（第22条第8号）、公表された著作物を無料で実演し、当該実演が公衆から料金を受け取らず、実演者にも報酬を支払わない場合（第22条第9号）、屋外の公共の場所に設置または陳列された著作物を臨模、写生、撮影、録画する場合（第22条第10号）がある。また義務教育および国の教育計画実施のための教科書を編集、出版する場合、報酬を支払えば著作権者の許諾を得ないで著作物を利用できるという規定（第23条）も存在する。
- ※24 王迂『知識産権法教程』（第2版）（中国・中国人民大学出版社、2009）170頁。李＝許(注20)139頁。
- ※25 中島(注10)92頁。
- ※26 中島(注10)92頁。
- ※27 田中(注17)301～302頁。
- ※28 中国における「出版の自由」の制限については、石塚迅『中国における言論の自由—その法思想、法理論および法制度—』（明石出版、2004）

- 92頁以下が詳しい。また、出版管理条例の最終改正日が本稿の素材の調査日の途中にあるが、本稿で指摘している出版管理条例の条文は2014年7月29日の改正前より変化はない。
- ※29 「出版物の印刷または複製の許可を得ない」で印刷または複製を行った場合は、出版管理条例の条文上、出版行政主管部门が当該出版物とそれによる収入を没収し、罰金を科す（出版管理条例第65条）
- ※30 鄭(注16)83頁。また、中島(注10) 93頁も同趣旨の内容を述べる。
- ※31 劉有東「論侵犯保護作品完整權之行為」西南民族大学学报(人文社会科学版)2010年4期(2010)142頁。
- ※32 劉(注31)142頁。
- ※33 これは中国最大級の法律情報サイトの一つ「北大法意」の案例検索にて検索した。以下、本稿で紹介する案例につき同じ。「北大法意」のホームページは
http://www.lawyee.net/Case/Case_Result.asp?ChannelID=0 である。
- ※34 宇田川幸則「中国」鮎京正訓（編）『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009）24頁。木間正道＝鈴木賢[ほか]『現代中国法入門』（第6版）（有斐閣、2012）105頁。
- ※35 齊藤博＝吉田大輔『概説 著作権法』（ミネルヴァ書房、2010）55頁。
- ※36 茶園成樹（編）『著作権法』（有斐閣、2014）83頁。
- ※37 刑法第218条は、「営利の目的で、この法律の第217条に規定する権利侵害の複製品であることを知りながらこれを販売した者は、不法に取得した数額が大きいときは、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科しまたは単科する」となっている。なお、刑法第217条は著作権侵害罪であり、海賊版を生産した者（鳳凰社本に関しては鳳凰社）を罰する規定である。日本語では、甲斐克則＝劉建利（編訳）『中華人民共和国刑法』（成文堂、2011）139頁。北京魏啓学法律事務所『模倣品対策マニュアル 中国編』（日本貿易振興機構進出企業支援・知的財産部、2013）208頁。中島(注10) 96頁などを参照。
- ※38 吳雨豪「論著作権中的默示許可—從“方正訴宝潔”案說起」網絡法律評論2013年1期（2013）247～248頁。
- ※39 当該案例は日本の民法第194条の盗品・遺失物を市場から購入した場合の即時取得の規定に似ているように見えるが、その本質は異なる。盗品・遺失物を市場から購入した場合の即時取得とは、盗まれた物や失くした自分の物を他者が占有しているのを発見したとしても、現在占有している者が、その事実を知らないで市場で購入していた場合には、元の持主は占有者が支払った代価を弁償しなければその物を取り返すことはできないという規定である（内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論』（第4版）（東京大学出版社、2008）479頁）。すなわち、「知らなかった場合」のみ対象となる規定であり、中国における当該案例のように一律に「みなされる」わけではなく、その点につき本質が異なる。
- ※40 安田信之「アジア知的財産政策と制度 過去・現在・未来—アジア法・開発法学の視点から」小野＝岡田『（注書10）』3頁。
- ※41 田中信行「薄熙来と中国法の失われた10年」中国研究月報787号（2013年）15頁も「改革・開放政策が始まってからの中国の法制度は、経済改革の進展に合わせて急速に整備されるとともに、1990年代にはWTO加盟問題もあって、グローバル化が進んだ。法制度の整備とそのグローバル化は、中国における法治主義の指標とされ、WTOへの加盟にとっては欠かせない条件であった。しかし、2001年にWTOへの加盟が実現したことによって、この外圧が失われると同時に、それまでの反動から、中国の法治主義は方向性を見失って迷走を始めた」と同主旨の内容を述べている。

（論文受領日：2015年10月11日）